

公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(退職手当支給制限処分書の様式)

第一条 国家公務員退職手当法（昭和

法第十四条第一項（同項第三号に該当する場合

(退職手当支払差止処分書の様式)

法第十三条第二項（同項第一号に該当する場合

法第十三条第二項（同項第二号に該当する場合

法第十三条第三項の規定による処分に係る同

三 法第十五条第一項（同）

去第十五条第一項（同頁第三号）を該当する場

(法第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分

第四条 法第十七条第一項の規定による通知に係る

(退職手当相当額納付命令書の様式)

法第十七条第四項又は第五項の規定による処

附則

次に掲げる省令は、廃止する。

附則（平成二六年五月二九日総務省令

附則（平成二八年二月一九日內閣官房

この内閣官房令は、行政不服審査法及び行政

附則（令和元年六月二十八日內閣官房令）

附則（令和三年三月二六日内閣官房令

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（裏面）

[illegible]

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を
(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
2 納税期間とは、国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する納税期間をいう
3 不要の文字は、抜くこと。

別記様式第三（第2条第1項関係）（表面）

別添様式第2号（前掲）	
（記載した内容の氏名）	
（記載年月日） 年 月 日	（記載期間） 年 月
（記載年月日） 年 月 日	
（記載場所・勤務部署又は事業所）	（記載場所・勤務先） 月 （ 職 位 等）
（記載氏名・勤務先名等を受けたことを行き来した上と認められる理由）	
（記載内容の真実正確を証明する書類 17 条で定める事項に照し、記載した内容についての内容の真実）	

観劇様式票（児童）		
（観劇料・観劇券発行に必要事項）		
① 観劇料（観劇券）	② 観劇券の発行（観劇券）	③ （ 観 劇 券 号 ）
（ ④ 児童本人の氏名（敬称））		
※ ④ 児童本人の氏名（敬称）		
※ ⑤ 児童本人の住所（〒）		
※ ⑥ 児童本人の学年		
※ ⑦ 児童本人の性別		
※ ⑧ 児童本人の生年月日		
※ ⑨ 児童本人の学年		
※ ⑩ 児童本人の性別		
※ ⑪ 児童本人の生年月日		
※ ⑫ 児童本人の学年		
※ ⑬ 児童本人の性別		
※ ⑭ 児童本人の生年月日		
※ ⑮ 児童本人の学年		
※ ⑯ 児童本人の性別		
※ ⑰ 児童本人の生年月日		
※ ⑱ 児童本人の学年		
※ ⑲ 児童本人の性別		
※ ⑳ 児童本人の生年月日		
※ ㉑ 児童本人の学年		
※ ㉒ 児童本人の性別		
※ ㉓ 児童本人の生年月日		
※ ㉔ 児童本人の学年		
※ ㉕ 児童本人の性別		
※ ㉖ 児童本人の生年月日		
※ ㉗ 児童本人の学年		
※ ㉘ 児童本人の性別		
※ ㉙ 児童本人の生年月日		
※ ㉚ 児童本人の学年		
※ ㉛ 児童本人の性別		
※ ㉜ 児童本人の生年月日		
※ ㉝ 児童本人の学年		
※ ㉞ 児童本人の性別		
※ ㉟ 児童本人の生年月日		
※ ㊱ 児童本人の学年		
※ ㊲ 児童本人の性別		
※ ㊳ 児童本人の生年月日		
※ ㊴ 児童本人の学年		
※ ㊵ 児童本人の性別		
※ ㊶ 児童本人の生年月日		
※ ㊷ 児童本人の学年		
※ ㊸ 児童本人の性別		
※ ㊹ 児童本人の生年月日		
※ ㊺ 児童本人の学年		
※ ㊻ 児童本人の性別		
※ ㊼ 児童本人の生年月日		
※ ㊽ 児童本人の学年		
※ ㊾ 児童本人の性別		
※ ㊿ 児童本人の生年月日		
※ ㋀ 児童本人の学年		
※ ㋁ 児童本人の性別		
※ ㋂ 児童本人の生年月日		
※ ㋃ 児童本人の学年		
※ ㋄ 児童本人の性別		
※ ㋅ 児童本人の生年月日		
※ ㋆ 児童本人の学年		
※ ㋇ 児童本人の性別		
※ ㋈ 児童本人の生年月日		
※ ㋉ 児童本人の学年		
※ ㋊ 児童本人の性別		
※ ㋋ 児童本人の生年月日		
※ ㋌ 児童本人の学年		
※ ㋍ 児童本人の性別		
※ ㋎ 児童本人の生年月日		
※ ㋏ 児童本人の学年		
※ ㋐ 児童本人の性別		
※ ㋑ 児童本人の生年月日		
※ ㋒ 児童本人の学年		
※ ㋓ 児童本人の性別		
※ ㋔ 児童本人の生年月日		
※ ㋕ 児童本人の学年		
※ ㋖ 児童本人の性別		
※ ㋗ 児童本人の生年月日		
※ ㋘ 児童本人の学年		
※ ㋙ 児童本人の性別		
※ ㋚ 児童本人の生年月日		
※ ㋛ 児童本人の学年		
※ ㋜ 児童本人の性別		
※ ㋝ 児童本人の生年月日		
※ ㋞ 児童本人の学年		
※ ㋟ 児童本人の性別		
※ ㋠ 児童本人の生年月日		
※ ㋡ 児童本人の学年		
※ ㋢ 児童本人の性別		
※ ㋣ 児童本人の生年月日		
※ ㋤ 児童本人の学年		
※ ㋥ 児童本人の性別		
※ ㋦ 児童本人の生年月日		
※ ㋧ 児童本人の学年		
※ ㋨ 児童本人の性別		
※ ㋩ 児童本人の生年月日		
※ ㋪ 児童本人の学年		
※ ㋫ 児童本人の性別		
※ ㋬ 児童本人の生年月日		
※ ㋭ 児童本人の学年		
※ ㋮ 児童本人の性別		
※ ㋯ 児童本人の生年月日		
※ ㋰ 児童本人の学年		
※ ㋱ 児童本人の性別		
※ ㋲ 児童本人の生年月日		

[illegible][illegible]

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

[illegible][illegible]

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 熟練期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する熟練期間をいう。

別記様式第六（裏面）

新卒採用者(見込) (前年)	
(2) 近時時の勤務者(見込) (本事業所)	
(3) 近時時の職数	(2) 近時時の労働組合員数 () 職 員 () 労働者
(3) 専任職等分を定めて行うべき行為をしたことを疑うに足る限定的事案(理由)	
(3) 支払遅延防止の取組状況 この項目は、次の(1)の項目に該当する場合にのみ記載をされ、差し支えられている一書の内容と重複する事項は記載しないこととする。	
① この項目を定めた労働者派遣適用法第14条第2項の規定による処分を受けることとなる労働者を定めた日から1年を経過した後の場合	
② 労働者が、この項目を定めた労働者を定めた日から1年を経過した後の、この一書に記載する労働者の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

別記様式第七（第3条第1項関係）（表面）

[illegible]

別記様式第七（裏面）

※監修者氏名(氏名) 《監修をした者の氏名》
《監修命令の理由》
《監修と被監修機関との監修命令等に基づく受ける影響等については、この対応を受ける者の生活の状況に十分配慮した内容についての説明》

備考 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代替する者を、それぞれ記載すること。

登記簿式簿人（親類）
（近縁とした者の氏名）
（親戚等該部分を受けるべき行為をしたと認めた理由）
（国家公務員、退職年金給付対象行為対象で定めた事項のほかに、この部分を受ける者の支持の理由に關して簡潔に内容について説明）

2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第九（第4条関係）（表面）

(国)に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(国家公務員退職手当法第17条第1項の規定により附随される失業手当退職手当額)	円
(聴取陳述等処分を受ける一を行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

別記様式第十（裏面）

別記様式第十一（第5条第2項関係）（表面）

別記様式第十一（裏面）

[illegible]

就職履歴書 （表紙）
（通称とした者の氏名）
（通称手当て受給者の氏名）
（住所を含む電話番号）
※当社は社員就業規則第26条の職権行使に際して定めてある事項に同意し、承認した内容について説明。

2 不要の文字は、抹消すること。